

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年1月27日（平成29年（行情）諮問第32号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（行情）答申第56号）

事件名：特定の国会答弁書の前提となる国会議員からの質問事前通告の内容が分かる文書で国会議員から提供されたもの等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』に関連する2014年5月～6月の国会答弁書の前提となる，国会議員からの質問事前通告の内容のわかるもので，国会議員から提供されたものないし口頭での質問内容通告を書き留めたもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年11月24日付け閣安保第692号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

以下のことから，原処分は妥当でない。

審査請求人による別件開示請求により，処分庁が，「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関連して，少なくとも62件の国会答弁書が平成26年5月から6月にかけて作成していることがわかっている。

通常，国会議員による国会質問はその内容が事前に通告されており，書面ないし口頭で通告されている。それにより，処分庁は国会答弁書を作成することができているわけである。

したがって，処分庁が国会議員からの質問内容通告について何ら行政文書を作成・取得していないということはあり得ず，また，作成・取得

された文書が組織的に用いるものとして処分庁として保有していないということもあり得ない。

(2) 意見書

諮問庁は、「行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書を保有していると認められないため、原処分は妥当である」と主張している。しかしながら、本件対象文書について、過去において作成・取得していたが廃棄して不存在であるのか、あるいは過去において作成・取得していたが行政文書として扱っていないのか、過去においてそもそも作成も取得もしていないのかなども明らかにせず、ただ特定したものの認められないとのみ主張をしている。「探索」をせずに「特定」を再度したとは意味が不明であるが、「特定」をしたとすると、何を特定しようとしたのかは最低限明らかにすべきである。

なお、審査請求人は、例えば、国会での質問対応のための想定問答の資料には、国会議員事務所から送付された質問事項、電話での国会議員秘書とのやり取りの記録などが開示された行政文書に含まれていることがあり、このような文書を特定するものとして請求対象情報をして開示請求を行ったところである。

また、平成17年3月29日の「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」では、不開示決定の理由付記に関する改善策として「特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある。」としている。原処分時の理由付記においてこのような記載を怠るのみならず、審査請求に係る理由説明においても具体的な説明を怠っている。このような雑な理由説明では、審査請求人は何が処分庁において探索されたのか否か、そもそも存否の何が争点なのか知るすべがなく、意見を述べる機会を不当に侵害されている。

諮問庁は、処分庁が国会議員の国会質問事項について、事前に質問を提出することになっていることは周知の事実であるから、こうした文書について行政文書としているのか、廃棄してないのか否かも含めて明らかにすべきであり、それすら明らかにせず「特定」できないとすることは、明らかに不当な処分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「処分庁として保有していない」ことは「あり得ない」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年1月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ③ 同年4月11日 | 審議 |
| ④ 同年5月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』に関連する2014年5月～6月の国会答弁書の前提となる、国会議員からの質問事前通告の内容のわかるもので、国会議員から提供されたものないし口頭での質問内容通告を書き留めたもの」である。

審査請求人は、本件対象文書を処分庁が保有しているはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書にいう「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」とは、平成26年7月1日に決定された閣議決定（以下「本件閣議決定」という。）である。

これを踏まえ、本件開示請求は、本件閣議決定に関連する同年5月及び6月の国会答弁書（以下「本件答弁書」という。）の前提となる、国会議員からの質問事前通告の内容のわかるもので、国会議員から提供された文書又は口頭での質問内容通告を書き留めた文書の

開示を求めていると解した。

イ 国会質問の事前通告に際しては、審査請求人の主張のとおり、国会議員から文書にて質問の事前通告がなされるか、あるいは口頭にて国会議員から質問を聴取し、それを文書にしており、本件対象文書は作成又は取得している。

ウ しかし、本件対象文書は、1年未満の保存期間を設定し、国会において該当する審議が行われ次第、必要がなくなるので廃棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

エ すなわち、内閣官房国家安全保障局においては、行政文書の管理については内閣官房行政文書管理規則によるものとされているが、同規則7条において、各部局の文書管理者は、同規則の別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定については同基準に従い、行うものとされている。しかし、本件対象文書は、同文書の作成を担当した部局の同基準において保存期間が定められた種類の行政文書に該当しないことから、文書管理者は、当該事務の性質及び内容等に応じて、1年未満の保存期間を設定した。

オ 本件開示請求を受け、念のため処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

カ さらに、本件審査請求を受け、処分庁において、再度、上記オと同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から内閣官房文書管理規則及び担当部局の標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)エの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

原処分不開示理由について「当該行政文書を保有していないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は保有していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久